

事務連絡  
令和7年11月1日

浜松市指定給水装置工事事業者様

浜松市上下水道部  
(水道部門)

## 電子メール等を活用した給水要望書受付手続きの開始について（お知らせ）

日頃、本市水道事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、貴事業者におかれましては益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。

この度、市民サービスの向上並びに事務改善を目的として、下記内容のとおり電子メール等を活用した要望書の受付手続きを開始することとなりました。

引き続き、紙面での提出についても併用して受付してまいりますが、書類提出及び受け取りのための所要時間の削減など要望者側にもメリットが発生することとなりますため、是非とも電子メール等を介した手続きを活用していただきますよう、お願ひ申し上げます。

### 記

#### 1. 電子メール等を活用する手続き業務と開始時期について

##### ① 要望書の発行及び受付【電子メールで発行及び受付】

令和7年11月4日（火）より

※11月以前に紙面で発行している件は、窓口にて紙面で提出していただきます

##### ② 協定書様式の発行【電子メールで発行】

令和8年3月頃より随時

※要望書を紙面で発行している件は、窓口にて発行対応となります

※協定書の提出は、従来どおり紙面で窓口にて提出していただきます

##### ③ 納付書発行【郵送で送付】

令和8年4月1日（水）より（要望者が指定した送付先へ郵送します）

#### 2. 電子メール受付のイメージ

次頁参照

#### 3. 電子メールでの受付ができないもの

位置指定道路など、第三者からの同意を必要とするものは、自署または押印が必須となるため、対象外とします。（従来どおり紙面で窓口にて発行及び受付となります）

#### 4. その他

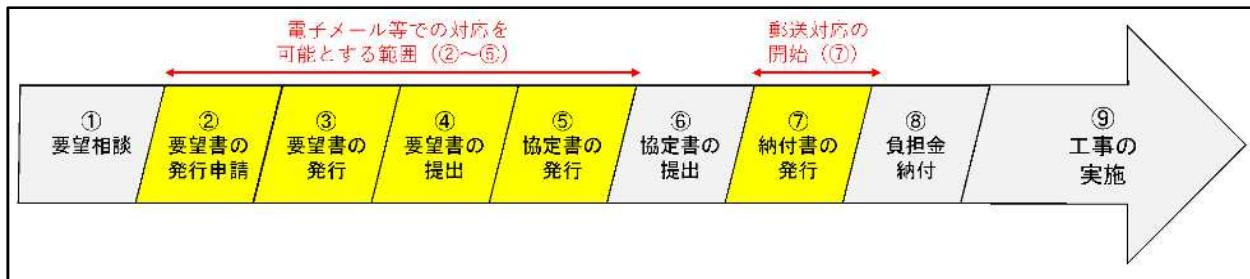
電子メール受付手続きに必要な書式は、別添excelデータ『要望書発行申請書』です

要望相談にて発行した概算資料の整理番号が必要となりますので、要望書発行申請の事前に必ず担当課へ相談を行い、概算資料の発行を受けてください

#### 5. 問い合わせ

次頁【問合せ先】の通り

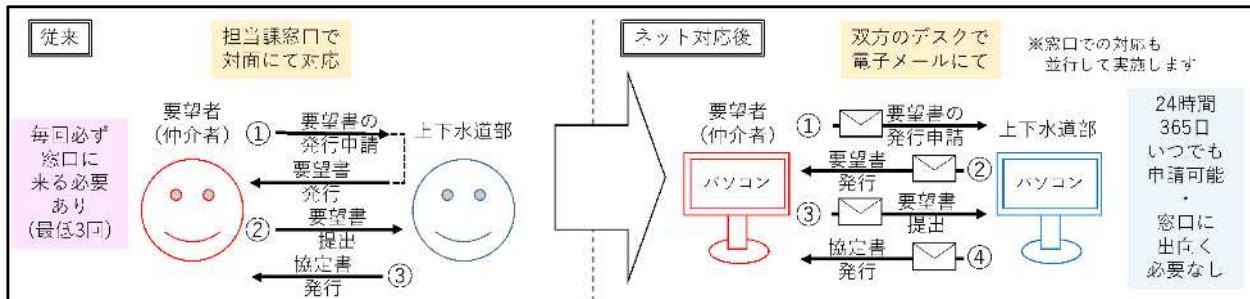
## 【イメージ図】



・『要望書発行・受付』及び『協定書発行』について電子メール等での対応を開始します。

・『納付書の発行』について、要望者が指定した送付先に郵送する対応を開始します。

(※「要望相談」「協定書の提出」「負担金納付」は、引き続き窓口での対応となります)



### <電子メール等で手続きを行うメリット>

・手続きを進める際、上下水道部担当課の窓口に出向く手間を省くことができる

・24時間365日いつでも「要望書の発行申請」「要望書の提出」が可能となる

(※上下水道部からの応対は、開庁日に行います)

・書式を電子データで発行・提出するため、書類の紛失リスクがなくなる

## 【問合せ先】

担当地区	担当課(室)・グループ	電話番号
中央区 浜名区(都田、新都田地区)	水道工事課 管路新設グループ	053-474-7412
浜名区 (浜北、細江、引佐地区)	北部上下水道課 水道整備グループ	053-525-6083
浜名区(三ヶ日地区)	三ヶ日上下水道室	053-524-1119
天竜区(天竜、龍山地区)	天竜上下水道課 水道整備グループ	053-922-0035
天竜区(佐久間地区)	佐久間上下水道室	053-966-0007
天竜区(春野地区)	春野上下水道室	053-983-0005
天竜区(水窪地区)	水窪上下水道室	053-982-0009